# 東京都立小台橋高等学校 生徒心得 (概要)

# 1. 本校生徒として

小台橋高校は一人一人のウェルビーイング(持続可能で多面的な幸せ)を高め、チャレンジを実行するところです。そのために各自が主体的に考え、活動することが大切です。自覚と責任ある行動を心がけ、学校生活を送ってください。

### 2. 身だしなみ

身だしなみとは、個性を表すと同時に、相手に対して不快感を与えないような服装のことです。社会においてはTPOに合わせた着装をすることが求められています。学校は多くの生徒・教職員と来客者が集まる場であり、学習する場であることを意識し、TPO(時間・場所・場合)に合わせた服装、自分も周囲の人も不快とならないよう身だしなみを整えましょう。

#### <服装>

本校指定のジャケットまたはポロシャツを登下校時含め、着用のこと。

### 3. 通学について

徒歩、自転車、公共交通機関により通学すること。

自転車通学を希望する人は、担任を通じて自転車通学許可願を生活支援部に提出する。

自転車の防犯登録、自転車保険への加入、ヘルメット、雨合羽の準備の確認後に自転車 通学が許可され、ステッカー(自転車通学許可証)が発行される。

自動車・自動二輪車・原動付自転車・電動キックボードなど自転車以外の車両による通学は禁止とする。

#### 4. 校内の生活について

(1)授業

授業時間や登校・下校時刻のルール。

(2)飲食

昼食・給食・飲食場所のルールやマナー。

(3) 施設・設備の使用

施設・設備などの公共物、校内立入りなどのルール。

教室・ロッカー・更衣室・ラーニングコモンズの使用や利用 のルールやマナー。

(4)環境美化

SDGsの達成を目指し、ゴミを出さないよう積極的に取り組み、互いに気持ちよく過ごすために環境美化に努める。

ゴミの分別のルール。

## 5. 校外の活動

地域とのつながりを大切にし、地域の方々が主に利用する場所には、立ち入らないように十分注意すること。

安全に配慮し、事故など緊急事態に遭遇した場合の連絡先及び方法。

## 6. 特別指導について

#### [特別指導の対象]

法令に触れる行為は、学校の内外を問わず絶対にしてはならない。

(例) 飲酒、喫煙、恐喝、いじめ、暴力、窃盗、万引き、薬物乱用など

これらの行為をした場合には、特別指導等を受けることになる。また、行為に加担・同席した者も同様である。